

2023年12月28日

各 位

会 社 名 株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー  
代表者名 代 表 取 締 役 白 岩 直 人  
(東証 プライム市場・コード:7172)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 杉 本 健  
(TEL. 03-6550-9307)

## 一部コミットメント型ライツ・オフリング及び親会社以外の支配株主の異動等に関するお知らせ

当社は、2023年12月28日付の取締役会において、以下のとおり、一部コミットメント型ライツ・オフリング(以下「本ライツ・オフリング」といいます。)を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

加えて、当社の親会社以外の支配株主の異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

さらに、「I. 本ライツ・オフリングについて 7. 既存株主等の動向」に記載のとおり白岩直人から株式会社こうどうホールディングスが新株予約権を取得することが「公開買付けに準ずる行為として政令で定める買集め行為」に該当いたしますので、併せてお知らせいたします。

なお、本ライツ・オフリングの特徴は以下のとおりです(用語の定義及び詳細については本文をご参照ください。)

- ・2024年1月17日に、当社以外の全ての株主に対し、その有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。
- ・一般投資家権利行使期間(2024年1月17日から2024年3月11日まで)における行使代金(各本新株予約権の行使に際して本新株予約権者が支払うべき金額)は、本新株予約権1個(当社普通株式1株)当たり357円です。
- ・本新株予約権は東京証券取引所において上場される予定であり、市場取引等により売買することが可能です。
- ・一般投資家権利行使期間において行使されなかった本新株予約権は全て、当社が、2024年3月13日に、1円又は0円で取得します。
- ・当社は、2024年3月14日、コミットメント契約に基づき、原則として、発行新株予約権総数の見込みの数である30,240,953個の20%に相当する6,048,190個(但し、取得本新株予約権数が6,048,190個未満の場合には、取得本新株予約権数とします。)について、当社が取得した本新株予約権を、引受会社に譲渡し、引受会社は、引受会社権利行使期間(2024年3月14日から2024年3月

15 日まで)において、譲渡を受けた本新株予約権の全てを行使します。引受会社権利行使期間における引受会社による行使代金は、原則として本新株予約権1個(当社普通株式1株)当たり 357 円ですが、2024 年 3 月 13 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 396 円を下回る場合には、2024 年 3 月 14 日以降、当該終値の 90%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げます。)に修正されます。本ライツ・オフリングのスキームの詳細については、「I. 本ライツ・オフリングについて 3. 本ライツ・オフリングの目的及び理由 (3)本資金調達方法を選択した理由」をご参照ください。

・本ライツ・オフリングに関しては、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 304 条第1項第2号に基づき、東京証券取引所の取引参加者である引受会社による増資の合理性に係る審査を実施いたしました。審査結果の概要については「I. 本ライツ・オフリングについて 9. 増資の合理性に係る評価手続きの内容」をご参照ください。

## 記

### I. 本ライツ・オフリングについて

#### 1. 本ライツ・オフリングの概要

##### (1)無償割当ての方法

2024 年 1 月 16 日を株主確定日とし、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき1個の割合で、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー第4回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を会社法第 277 条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

##### (2)新株予約権の内容等

(1)	株 主 確 定 日	2024 年 1 月 16 日
(2)	割 当 日	2024 年 1 月 17 日
(3)	割当てを受ける株主の有する株式の種類及び割り当てられる新株予約権の数	会社法第 277 条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、2024 年 1 月 16 日(以下「株主確定日」といいます。)における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。 本件は、一部コミットメント型ライツ・オフリング(下記「3. 本ライツ・オフリングの目的及び理由 (3)本資金調達方法を選択した理由 ②資金調達の規模と確実性」に定義します。以下同じです。)であり、当社は、大和証券株式会社(以下「引受会社」ということがあります。)との間で、一定期間内に行使されなかった本新株予約権につき、その一部(発行新株予約権総数の見込みの数である 30,240,953 個の 20%に相当する 6,048,190 個)(但し、取得本新株予約権数(下記「(10)取得事由」に定義します。以下同じです。)が 6,048,190 個未満の場合には、取得本新株予約権数とします。)を、引受会社が引き受けた上でそれらを行使することを定めた 2023 年 12 月 28 日付株式会社ジャパンインベストメントアドバイ

		ザー第4回新株予約権行使のコミットメント契約証書(以下「コミットメント契約」といいます。)を締結しています(詳細は、下記「6. 発行条件等の合理性 (2)取得条項及びその対価等 ②取得した本新株予約権の引受会社への譲渡」をご参照ください。)
(4)	本新株予約権の目的となる株式の種類及び数	本新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式1株とします。
(5)	発行新株予約権総数及び割当てによる潜在株式総数	発行新株予約権総数の見込み数は 30,240,953 個です。 ※発行新株予約権総数は、株主確定日における当社普通株式の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数です。上記の数は、2023年12月27日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)を基準として算出した見込みの数であり、外国居住株主に対する発行数を含んでいます。 割当てによる潜在株式総数は、発行新株予約権総数に係る上記見込みの数を前提とした場合、30,240,953 株となります。 ※本ライツ・オフリングによる潜在株式を除いた、2023年12月27日現在における潜在株式数は0株です。
(6)	本新株予約権の行使代金及び行使代金の修正条件	一般投資家権利行使期間(下記(8)「本新株予約権の権利行使期間」に定義します。)における行使代金(各本新株予約権の行使に際して本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」といいます。)が支払うべき金額)は、本新株予約権1個当たり 357 円とします。 引受会社権利行使期間(下記(8)「本新株予約権の権利行使期間」に定義します。)における行使代金は、原則として本新株予約権1個当たり 357 円ですが、2024年3月13日(但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とします。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値が 396 円を下回る場合には、2024年3月14日以降、当該終値の90%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げます。)に修正されます。
(7)	本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額及び当該価額の修正条件	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(以下「出資価額」といいます。)は、本新株予約権1個(当社普通株式1株)当たり 342 円とします。 但し、上記(6)「本新株予約権の行使代金及び行使代金の修正条件」のとおり、引受会社権利行使期間における行使代金の修正がされた場合には、出資価額は、行使代金に 0.958 を乗じた金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てます。)に修正されます。
(8)	本新株予約権の権利行使期間	① 引受会社(コミットメント契約に基づき権利行使する場合に限ります。)を除く本新株予約権者(以下「一般

		<p>投資家」といいます。)が権利行使することができる期間(以下「一般投資家権利行使期間」といいます。)</p> <p>2024年1月17日から2024年3月11日まで</p> <p>② 引受会社がコミットメント契約に基づき権利行使することができる期間(以下「引受会社権利行使期間」といいます。)</p> <p>2024年3月14日から2024年3月15日まで</p> <p>※会社法に基づいて新株予約権の内容として定める本新株予約権の行使期間は、一般投資家権利行使期間及び引受会社権利行使期間を合わせた期間とします。</p> <p>下記(10)「取得事由」に記載のとおり、当社は、2024年3月13日に、交付財産(下記(10)「取得事由」に定義します。)と引換えに、同日において残存する本新株予約権の全部を取得します。したがって、一般投資家が本新株予約権を行使する場合には、一般投資家権利行使期間に本新株予約権の行使請求を行う必要があります。そして、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の出資価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生するため、一般投資家が本新株予約権を行使するためには、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求の取次ぎに必要な事項の通知が受理されるとともに、出資価額の払込みが確認されていることが必要となります。株式会社証券保管振替機構(以下「振替機関」といいます。)が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程(以下「標準処理日程」といいます。)によれば、口座管理機関(機構加入者)における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準的な処理日程として、本新株予約権者がその口座管理機関(機構加入者)に対し、本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いを行った日の翌営業日に、本新株予約権の行使請求の発行者(行使請求受付場所)に対する取次ぎが行われることが想定されています。標準処理日程によれば、一般投資家権利行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いを行った場合には、一般投資家権利行使期間の期間内に本新株予約権の行使請求の取次ぎに必要な事項の通知が発行者(行使請求受付場所)に到達せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性があります。そのため、一般投資家が一般投資家権利行使期間の期間内に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、2024年3月8日の営業時間中に、口座管理機関(機構加入者)に対する本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支</p>
--	--	---

		<p>払いに係る手続が完了していることが必要になります。</p> <p>※但し、一般投資家からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるほか、各口座管理機関の事務処理の都合等により手続の完了までに想定よりも長い期間を要する場合がありますので、行使請求受付期間及び行使手続につきましては、必ず各一般投資家ご自身で、各口座管理機関にご確認いただく必要があります(なお、機構加入者でない口座管理機関が行使請求を受け付ける場合には、口座管理機関(機構加入者)に委託して、新株予約権行使請求の取次ぎが行われるため、口座管理機関(機構加入者)が直接行使請求を受け付ける場合に比し、手続に更に時間を要する可能性があります。)</p>
(9)	行使条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
(10)	取得事由	<p>当社は、2024年3月13日に、交付財産(以下に定義します。)と引換えに、同日において残存する本新株予約権の全部(一部は不可)を取得するものとします(以下、取得した本新株予約権の総数を「取得本新株予約権数」といいます。。「交付財産」は、本新株予約権1個当たり1円としますが、2024年3月12日の東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「VWAP 価格」といいます。)(同日に VWAP 価格が公表されなかった場合にはその日に先立つ直近日の VWAP 価格)から行使代金である 357 円を差し引いた金額が負の数値である場合は、0円とします。</p>
(11)	行使請求の方法	<p>①本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関(当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいいます。以下同じです。)に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び行使代金の支払いを行います。行使代金は、本新株予約権1個当たり357円(但し、2024年3月13日(但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とします。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が396円を下回る場合には、2024年3月14日以降、当該終値の90%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げます。)に修正されます。)とし、そのうち出資価額(本新株予約権1個当たり342円。但し、引受会社権利行使期間における行使代金の修正がされた場合には、行使代金に0.958を乗じた金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てます。)に修正されます。)が本新株予約権の行使に際しての払込みに充当されるものとします。なお、行使代金と出資価額の差額が手数料として引受会社に対して支払われるものとします。</p>

		<p>②直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。</p> <p>③本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の出資価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。</p>
(12)	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	<p>①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとします。</p> <p>②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①に定める資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。</p>
(13)	そ の 他	<p>①当社は、本新株予約権の行使を受けた場合、その目的たる当社普通株式を新規に発行した上で交付します（自己株式による交付は予定していません。）。</p> <p>②株主又は投資家の皆様におかれましては、本プレスリリース及び 2023 年 12 月 28 日付で関東財務局長宛に提出されている有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）（URL：<a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a>）を熟読した上で、株主又は投資家自身の責任において投資判断を行ってください。</p> <p>③各項目に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し、必要な事項の決定は代表取締役に一任します。</p>

## 2. 日程

日程	内容
2023 年 12 月 28 日(木)	取締役会決議 有価証券届出書及び臨時報告書提出 コミットメント契約締結 本ライセンス・オファリングの総株主通知請求(予定)
2024 年 1 月 12 日(金)	本新株予約権の無償割当てを受ける権利が付いた当社普通株式の市場における売買最終日(予定)
2024 年 1 月 13 日(土)	有価証券届出書による届出の効力発生日(予定)
2024 年 1 月 15 日(月)	権利落ち日(予定)
2024 年 1 月 16 日(火)	株主確定日(予定) ※本新株予約権の割当対象となる株主の確定日
2024 年 1 月 17 日(水)	本ライセンス・オファリングの効力発生日(予定) 本新株予約権上場日(予定)(東京証券取引所より後日発表) 一般投資家権利行使期間の初日(予定)
2024 年 2 月 7 日(水) 目途	本新株予約権の株主割当通知書の送付日(予定)
2024 年 3 月 5 日(火)	本新株予約権の市場での売買最終日(予定)

	※売買注文の受付最終日は、取引先の証券会社ごとに異なる場合があります。
2024年3月6日(水)	本新株予約権上場廃止日(予定)(東京証券取引所より後日発表)
2024年3月11日(月)	一般投資家権利行使期間の最終日(予定) ※「1. 本ライツ・オファリングの概要 (2)新株予約権の内容等 (8)本新株予約権の権利行使期間」に記載のとおり、一般投資家が一般投資家権利行使期間の期間内に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、2024年3月8日の営業時間中に、口座管理機関(機構加入者)に対する本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いに係る手続きが完了していることが必要になります。但し、一般投資家からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるほか、各口座管理機関の事務処理の都合等により手続きの完了までに想定よりも長い期間を要する場合がありますので、行使請求受付期間及び行使手続きにつきましては、必ず各一般投資家ご自身で、各口座管理機関にご確認いただく必要があります。
2024年3月13日(水)	当社による残存する本新株予約権全部の取得日(予定)
2024年3月14日(木)	当社が取得した本新株予約権のうち 6,048,190 個(但し、取得本新株予約権数が 6,048,190 個未満の場合には、取得本新株予約権数とします。)の引受会社への譲渡日(予定)
2024年3月14日(木)から 2024年3月15日(金)まで	引受会社権利行使期間(予定)

(注)当社は 2024 年2月 9 日(金)頃を目途に、事業年度 第 18 期(自 2023 年1月1日 至 2023 年 12 月 31 日)に係る連結財務諸表が記載された 2023 年 12 月期決算短信を公表する予定です。

### 3. 本ライセンス・オフアリングの目的及び理由

#### (1) 資金調達目的

当社グループは、「金融を通じて社会に貢献する企業でありつづける」を経営理念に掲げ、金融ソリューション事業を主力事業として展開しております。そして、金融ソリューション事業は、オペレーティング・リース事業、環境エネルギー事業、パーツアウト・コンバージョン事業及び不動産事業を中心に構成しております。

オペレーティング・リース事業においては、主に航空機、海上輸送用コンテナ及び船舶を対象とするオペレーティング・リースを当社の完全子会社であるJPリースプロダクツ&サービシズ株式会社(以下「JLPS」といいます。)が組成し、これらのリース物件を、国内外に所在する賃借人(レシー)に対してリースしております。この点、リーススキームの組成に際しては、JLPS が設立する SPC(特別目的会社)の取得するリース物件の購入代金等の必要資金を JLPS において確保することが必要となること、かかる資金は、通常は、金融機関からの借入金により調達することに加え、匿名組合出資持分として商品化した後、JLPS が短期借入金及び自己資金により当該匿名組合出資持分を取得し、一定期間経過後に当該匿名組合出資持分を投資家に販売することにより調達を行っております。

また、近時、航空業界においては、全世界的に、2020 年以降新型コロナウイルスの流行に伴う疫禍(以下「コロナ禍」といいます。)により低減していた輸送需要が戻りつつあることから、航空運送の利用が増加してきており、また、コロナ禍により経営に悪影響を被っていた航空会社も航空運送の利用増加に伴い経営状況が改善しつつあります。かかる近時の傾向を背景として、航空業界の市場規模は全世界的にコロナ禍以前の 2019 年の水準に近づきつつあり、それに伴い航空会社による航空機の需要は活発化してきております。この点、航空会社が航空機を調達するに際しては、オペレーティング・リースを利用することで調達コストの低減を図ることができることから、近年では、航空会社が新たに調達する総機体数の約半数近くがオペレーティング・リースの利用によるものとなっております。そのため、航空機の需要の増加に比例して、航空会社によるオペレーティング・リースの利用も増加しており、当社グループでは、今後もこの傾向は変わらず推移するものと考えております。また、当社グループでは、2019 年度に海外現地法人として JLPS Ireland Limited を本格稼働させ、リース物件の取得能力を強化しているほか、2021 年度に大手航空機メーカーの Airbus グループと共同で、Airbus 社製の新造航空機を調達し、調達した航空機をオペレーティング・リース組成までの間一時的に保有するための合弁会社 Bleriot Aviation Leasing Designated Activity Company を設立しており、同合弁会社を活用することでリース物件調達機会の拡大を図っております。

このような、航空機のオペレーティング・リースの利用の拡大及び当社によるリース物件調達機会の拡大に伴い、組成されるオペレーティング・リースの数及び規模も増大することが見込まれており、それに対応するため当社グループにおいてもリース物件購入のための多額の資金調達の必要性が高まっております。当社グループでも、投資資金を調達するための施策を行ってきており、例えば、当社グループでは、2022 年度において、世界最大手クラスの投資ファンド等との共同により、航空機の調達資金を貸付するための合弁会社として JIA Aviation Finance 合同会社(以下「JAF」といいます。)を設立し、当社グループにおけるリース物件購入の際には同社も活用する等、資金調達手段の多様化を図っております。当社グループは、今後も、オペレーティング・リースの組成需要に適時に対応するため、リース物件の購入代金等の必要資金を確保するために金融機関からの借入金及び匿名組合出資金を組み合わせる通常のスキームに加えて、JAF からの調達資金及び匿名組合出資金を組み合わせるスキームのもと、投資家からの十分な投資資金の受け入れを目指してまいります。

なお、オペレーティング・リースの組成にあたっては、匿名組合出資金の一部を借入金及び JLPS の自己資金で賄う必要があり、JLPS は取得した匿名組合出資持分を一定期間経過後に投資家に販売(地位譲渡)



することにより充当した自己資金を回収できるものの、少なくとも当該販売までの間は自己資金の回収はできず、新たなオペレーティング・リースの組成には追加での自己資金が必要となります。したがって、今後当社グループがオペレーティング・リースの組成数及び金額を適時かつ継続的に増加させるにあたっては、匿名組合出資金に充当可能な自己資金を JLPS において十分に確保しておくことが不可欠となっています。具体的には、当社グループにおいて匿名組合出資持分の販売のために今後組成を予定する案件に備えるためには、最大約 400 億円の資金を追加的に確保することが必要であり、そのうち 70 億円を自己資金にて賄うことを想定しております。

当社グループの企業価値の向上には、中核事業かつ当社グループ全体の成長基盤たるオペレーティング・リース事業の一層の成長が不可欠であり、本ライツ・オフリングの調達により JLPS の自己資金を確保することで、より積極的な案件獲得を進めることが可能となり、当社グループのビジネスモデルの回転の加速につながるものと考えております。

また、当社グループではオペレーティング・リース事業で構築した顧客層を基盤としつつ、個人投資家等の新規顧客層を開拓し顧客層を多様化させることを目的として、近年不動産事業に注力しております。不動産事業については、オペレーティング・リース事業に次いで当社グループ全体の今後の成長基盤になりえる事業として捉えており、SPC(特別目的会社)が不動産信託受益権を取得し、JIA 信託株式会社(当社子会社)を当該受益権の受託者としたうえで、JIA 証券株式会社(当社子会社)にて信託受益権の販売を行う、不動産小口化商品の取扱いを 2023 年度より開始しましたが、法人顧客を対象とする従来のオペレーティング・リース事業とは異なる個人投資家等の新規顧客層の開拓につながるものであり、当社グループ全体において不動産事業のみならず他事業にとっても商品ラインナップの拡充や事業展開の拡大に資するものであること、並びに不動産小口化商品の組成及び販売にあたり当社グループ内の信託子会社や証券子会社の機能の活用が必要となることから、不動産事業は当社グループ全体での総合力の発揮につながる事業であると考えております。また当社グループ全体としての不動産事業体制についても、当社グループ内で信託や証券といった金融ソリューションのための機能が現在は全て整い、多様な金融商品の設計が可能であること、及び当社グループは社内体制のみならず、2023 年 4 月にはスモール・ラグジュアリー・ホテルを中心に旅の目的地となる宿をプロデュース・運営している株式会社温故知新(本社:東京都新宿区、代表取締役:松山 知樹)と資本業務提携を行う等、社外とも積極的な連携を図ることで、不動産事業における案件対応力の強化に努めております。

不動産私募ファンド市場としても、国内投資家の旺盛な投資意欲等を背景に 2023 年度には運用資産額を約 33 兆円まで拡大(注)している相応に大きな市場であることから、当社グループとしては既存事業で築いた顧客基盤を活かし、またグループ全体での総合力を発揮した商品の組成及び販売を行うことで、事業の今後の成長は可能なものと見込んでおります。

不動産小口化商品の組成にあたっては最初に SPC(特別目的会社)にて不動産信託受益権を取得する際に当社の自己資金から短期貸付を行うことで賄っており、SPC(特別目的会社)が当該受益権を取得した後、投資家に販売し、販売代金を原資として当社に短期貸付金の返済を受けることにより、当社は自己資金を回収できます。しかし、少なくとも信託受益権が販売されるまでは当該自己資金の回収はできず、新たな不動産小口化商品の組成には追加での自己資金が必要になります。SPC(特別目的会社)が不動産信託受益権でなく不動産で取得した場合は不動産信託受益権とした上で投資家に販売することになります。したがって、今後当社グループが不動産小口化商品の組成数及び金額を適時かつ継続的に増加させるにあたっては、SPC(特別目的会社)による不動産又は不動産信託受益権の取得を賄うための短期貸付金に充当可能な自己資金を当社において十分に確保しておくことが不可欠となっています。具体的には、当社グループにおいて不動産信託受益権の販売のために今後組成する予定である案件に備えるためには、少なくとも約 30 億円の資金を追加的に確保することが必要であり、当社グループにおける不動産

小口化商品の組成及び販売戦略の観点から外部からの借り入れによる調達を行わず、その全額を自己資金にて賄うことを想定しております。

以上より、本ライツ・オフアリングによって調達した資金は、オペレーティング・リース及び不動産小口化商品を 2024 年3月以降適時かつ継続的に組成していくに際して、JLPS が匿名組合出資金の一部を支払うため、並びに今後設立予定の SPC(特別目的会社)が不動産又は不動産信託受益権を取得するために確保しておく必要のある自己資金に充当する予定であります。なお、上記のとおり、自己資金により匿名組合出資金の一部を支払うのは JLPS であり、また自己資金により不動産又は不動産信託受益権の取得代金を支払うのは今後設立予定の SPC(特別目的会社)であるため、当社は JLPS 及び今後設立予定の SPC(特別目的会社)に調達資金による融資を行う予定です。

また、当社は、本ライツ・オフアリングにより、当社株式の流動性の向上に加え、当社グループの連結自己資本比率の改善による当社グループの財務基盤の強化を通じて借入による資金調達能力の拡大も見込んでおり、これにより、オペレーティング・リース事業を始めとした当社グループにおける各事業の成長を持続的に実現するにあたって増加する資金需要に対応し、更なる業績の拡大を目指してまいります。

(注)一般社団法人不動産証券化協会(ARES)と株式会社三井住友トラスト基礎研究所(SMTRI)が共同で実施した第3回不動産私募ファンドに関する実態調査を参照しております。

## (2)資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が、株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき1個の割合で、本新株予約権を会社法第 277 条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当て、本新株予約権の行使に際して払い込まれる資金(出資価額)によって当社の資本が増加する仕組みになっています。また、本ライツ・オフアリングでは、コミットメント契約として、一定期間内に行使されなかった本新株予約権について、その一部を上限として引受会社が引き受けた上でそれらを行行使することを定めた契約を締結しており、一般投資家によって行使されなかった本新株予約権は、当社が取得条項に基づき取得した上で、そのうち 6,048,190 個(但し、取得本新株予約権数が 6,048,190 個未満の場合には、取得本新株予約権数とします。)について、上記コミットメント契約に基づき、原則として引受会社に譲渡し、引受会社は、当社から譲渡を受けた本新株予約権全てを行行使することが合意されており、一般投資家による本新株予約権の行使と併せることで、資金調達コストを適切な水準に抑えつつ、当社が予定している資金調達額全額の調達の蓋然性を相当程度高めることができると判断しました。

## (3)本資金調達方法を選択した理由

当社は、本ライツ・オフアリングを実施するに際して、①既存の株主様の利益保護及び②資金調達の規模と確実性を並立させるべく、公募増資等の様々な資金調達の手法を検討いたしました。その結果、以下の理由から、エクイティ・ファイナンスのうち、上記2点を充足すると考えられる資金調達手法として一部コミットメント型ライツ・オフアリング(以下に定義します。)の方法を選択することといたしました。

### ① 既存の株主様の利益保護

当社は、本ライツ・オフアリングを検討するにあたり、まず、既存の株主様の利益の保護の観点から資金調達手法と発行形態に関して慎重に検討を重ねてまいりました。

この点、本件の調達金額相当額を、公募増資又は第三者割当増資による株式又は新株予約権等(以下「株式等」といいます。)の発行により一度に調達する場合には、株式の希薄化が不可避免的に生じることと

なりますが、既存の株主様は公募増資又は第三者割当増資による希薄化の影響を回避又は軽減する手段を有しないこととなり、かかる株主様に経済的不利益を与えるおそれがあると考えられます。さらに、調達金額相当額を株式等の第三者割当増資により調達する場合は、かかる既存の株主様への希薄化の影響に加え、当社の取締役会が決定する特定の者に相当数の株式等が割り当てられることにより、当社の支配権に影響を及ぼす株主が出現し得ることとなります。

一方、ライツ・オフリングでは、一定の日における当社以外の全ての株主に対し、その保有する当社普通株式の数に応じて本新株予約権を無償で割り当てるため、増資後も持分割合の維持を希望する既存の株主様は、割り当てられた本新株予約権を行使し、行使代金として必要な金銭を払い込むことにより当社普通株式を取得することにより、希薄化の影響を回避することができます。同時に、発行された本新株予約権が東京証券取引所において上場される予定であるため、既存の株主様が本新株予約権の行使を望まない場合には、本新株予約権を市場取引等により売却することも可能です。なお、当社は、2024年3月13日に、交付財産(本新株予約権1個当たり1円としますが、2024年3月12日のVWAP価格(同日にVWAP価格が公表されなかった場合にはその日に先立つ直近日のVWAP価格)から行使代金である357円を差し引いた金額が負の数値である場合は、0円とします。)と引換えに、同日において残存する本新株予約権の全部(一部は不可)を取得します。既存の株主様は、本新株予約権を当社が取得する前に、本新株予約権の行使又は売却を行うことにより、1株当たりの経済的価値の希薄化による経済的不利益の全部又は一部を軽減することが期待できます。

これら既存の株主様の利益保護の観点から、当社は、今回の資金調達的手法としてライツ・オフリングを選択することといたしました。

## ② 資金調達の規模と確実性

ライツ・オフリングには、発行会社が特定の証券会社との間で、一定期間内に行使されなかった新株予約権について、特定の証券会社が引き受けた上でそれらを行使することを定めたコミットメント契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、そのようなコミットメント契約を特定の証券会社との間で締結せず、行使されなかった新株予約権は消滅するスキームであるノンコミットメント型ライツ・オフリングが存在します。

ノンコミットメント型ライツ・オフリングでは証券会社による引受けが存在しないため、発行費用を抑えつつ発行会社の意向で柔軟な資金調達を行うことが可能であるものの、株主又は投資家が新株予約権の行使を行わない場合にはその分資金調達額が減少するため、資金調達の確実性に弱みがあります。

他方、コミットメント型ライツ・オフリングを採用した場合には、既存株主又は新株予約権を取得した投資家が新株予約権の行使を行わない場合にも、原則として証券会社が未行使の新株予約権の全部又は一部の取得及び行使を行うため、発行会社としては、当初予定していた資金調達額を調達できる確実性が高いこととなります。

さらに、コミットメント型ライツ・オフリングの種類としては、一定期間内に株主又は新株予約権を取得した投資家に行使されなかった新株予約権について、その全てを特定の証券会社が引き受けた上でそれらを行使することを定めたコミットメント契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリング(以下「全部コミットメント型ライツ・オフリング」ということがあります。)と、一定期間内に株主又は新株予約権を取得した投資家に行使されなかった新株予約権について、その一部を上限として特定の証券会社が引き受けた上でそれらを行使することを定めたコミットメント契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリング(以下「一部コミットメント型ライツ・オフリング」ということがあります。)が考えられます。この点、全部コミットメント型ライツ・オフリングによる場合、一部コミットメント型ライツ・オフリングに比べて相対的に資金調達の確実性は高いものとなりますが、未行使の新株予約権全部の行使を義務付けられる証券

会社の引受けリスクが大きいと、コミットメントを引き受ける証券会社を見つけることが困難になる可能性があり、又はコミットメントを引き受ける証券会社がいるとしてもかかるリスクに見合った多額の引受手数料(いわゆるスプレッド方式(発行会社が引受手数料を引受証券会社に別途支払う代わりに、投資家が引受証券会社に支払う金額と引受証券会社が発行会社に支払う金額に引受手数料相当の差額を設けることで引受けに係る報酬を支払う方式)における差額を含みます。以下同じです。)の支払いが必要となることが予想されます。一方、我が国における近年のライツ・オフリングの事例における行使率は多くの事例において 70~80%程度であり、発行会社の株式の流動性や新株予約権の発行条件、資金使途等によっては、新株予約権の大半が一般投資家によって行使される結果、一部コミットメント型ライツ・オフリングであっても予定する調達金額全額が調達できる可能性が高いと見込まれる場合もあるといえます。全部コミットメント型ライツ・オフリングは一部コミットメント型ライツ・オフリングに比べて多額の引受手数料の支払いが必要となり得ることに鑑みると、そのような場合においては、全部コミットメント型ライツ・オフリングを選択することは資金調達コストの観点からは必ずしも最適ではないこととなります。

本件では、当社グループの資金調達額及びその使途、我が国における近年のライツ・オフリングの事例における行使率の結果、当社の株式の流動性等を踏まえれば、本ライツ・オフリングにおける行使代金を 357 円(本新株予約権の発行決議日の前営業日である 2023 年 12 月 27 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準とした場合のディスカウント率は 76.0%)とし、また、当社が本新株予約権を取得する際の交付財産を1円又は0円とすることで、一般投資家による本新株予約権の行使率を相当程度高めることができると考えられます。その上で、一般投資家によって行使されなかった本新株予約権の全部について、当社が取得条項に基づき取得した上で、そのうち 6,048,190 個(発行新株予約権総数の見込みの数である 30,240,953 個の 20%に相当する数。)(但し、取得本新株予約権数が 6,048,190 個未満の場合には、取得本新株予約権数とします。))について、コミットメント契約に基づき、原則として引受会社に譲渡し、引受会社は、当社から譲渡を受けた本新株予約権の全てを行使することを合意することで、資金調達コストを適切な水準に抑えつつ、当社が予定している資金調達額全額の調達の蓋然性を相当程度高めることができると判断し、一部コミットメント型ライツ・オフリングによる資金調達方法を選択いたしました。

### ③ 行使代金修正条項

なお、引受会社権利行使期間における引受会社による行使代金は、原則として本新株予約権1個(当社普通株式1株)当たり 357 円ですが、本新株予約権には、行使代金の修正条項が付されており、2024 年 3 月 13 日(但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とします。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 396 円を下回る場合には、2024 年 3 月 14 日以降、当該終値の 90%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げます。)に修正されます。また、かかる修正条項には、下限行使代金の設定はありません。そのため、仮に引受会社による本新株予約権の取得までに当社普通株式の市場価格が著しく下落した場合には、引受会社による本新株予約権の行使代金が低く修正されることとなり、そのような低い行使代金で引受会社による権利行使が行われることにより、①既存株主様は希薄化の影響を受け、また、②実際の資金調達額が当初の予定よりも低くなる可能性があります。

しかしながら、①引受会社による権利行使が行われる本新株予約権の数は発行新株予約権総数の見込みの数である 30,240,953 個の 20%に相当する 6,048,190 個が上限であって、それを超えて上記のような修正条項による修正後の低い行使代金での権利行使が行われるものではなく、希薄化について一定の歯止めがかけられております。また、②そのような場合であっても、上記で述べた事業投資のための資金調達を行うことで、当社グループの今後の成長に向けた事業展開を促進し、ひいては株主価値の

増大に寄与するものと考えております。さらに、行使代金の修正条項を付すこと、また、下限行使代金を設定しないことにより、本ライツ・オフリングに係る引受手数料を相対的に低い金額とすることができます。

以上より、本新株予約権に行使代金の修正条項を付していることは妥当であるものと考えております。

#### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

##### (1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

本ライツ・オフアリングによる調達金額は、本新株予約権の行使代金及び本新株予約権の行使状況により変動いたします。本ライツ・オフアリングによる当社の調達金額は、本新株予約権の全てが行使され、かつ、その全てが行使代金 357 円(出資価額は 342 円)でなされた場合に最大になり、その額は下記記載のとおりです。

① 払込金額の総額(円)	10,342,405,926
② 発行諸費用の概算額(円)	67,000,000
③ 差引手取概算額(円)	10,275,405,926

(注)1. 上記の払込金額の総額は、本新株予約権の出資価額の合計額であり、2023年12月27日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)を基準として本ライツ・オフアリングにより割当てのあった全ての本新株予約権が行使代金 357 円(出資価額は 342 円)で行使されたと仮定した場合の金額です。

2. 発行諸費用の概算額は、2023年12月27日時点の概算額です。

##### 3. 発行諸費用の内訳

弁護士報酬及び証券代行諸費用等 6,700 万円

なお、当社は、受領した出資価額の合計額からは手数料を支払わず、行使代金と出資価額の差額が引受会社の手数料となるため、かかる手数料は発行諸費用には含まれておりません。引受会社の手数料に関する詳細につきましては、上記「1. 本ライツ・オフアリングの概要 (2) 新株予約権の内容等 (11) 行使請求の方法」をご参照ください。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

5. 出資価額が修正された場合には、調達資金の額は減少します。

##### (2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額約 10,276 百万円については、以下のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① 当社の完全子会社である JLPS に対する貸付金	7,000	2024年2月～2024年12月
② 不動産事業を行う目的で設立予定のSPCに対する貸付金	3,276	2024年6月～2024年12月

本ライツ・オフアリングによる資金調達は、①オペレーティング・リース事業を担う子会社である JLPS における航空機オペレーティング・リース案件及び航空機コンバージョン案件における匿名組合出資、並びに②不動産事業を担う新規設立予定の SPC における不動産又は不動産信託受益権の取得を目的として短期貸付を行うものです。

##### ① 当社の完全子会社である JLPS に対する貸付金について

オペレーティング・リース事業においては、主に航空機、海上輸送用コンテナ及び船舶を対象とするオペレーティング・リースを当社の完全子会社である JLPS が組成し、これらのリース物件を、国内外に所在する賃借人(レシー)に対してリースしております。オペレーティング・リースの組成にあたっては、匿名組合出資金の一部を借入金及び JLPS の自己資金により賄っており、JLPS は取得した匿名組合出資持分を一定期間経過後に投資家に販売(地位譲渡)することにより充当した資金を回収しています。上記「3. 本ライツ・オフアリングの目的及び理由 (1) 資金調達の目的」に記載のとおり、当社グル

ープは JLPS においてオペレーティング・リース商品の組成を増やし、投資家への販売を拡大すべく、SPCにおけるリース物件の取得数の増加に取り組んでおります。今般の調達資金のうち70億円については、JLPS に対する貸付金に充当する予定であり、JLPS においては当該資金をオペレーティング・リース組成時の匿名組合出資持分の取得資金等に充当する予定であります。

## ② 不動産事業を行う目的で設立予定の SPC に対する貸付金について

不動産小口化商品の組成にあたっては、SPC(特別目的会社)による不動産信託受益権の取得資金を当社からの短期貸付で賄っており、当該受益権を投資家に販売し、販売代金を原資として当社に短期貸付金の返済を行うことにより、当社は自己資金を回収しています。SPC(特別目的会社)が不動産信託受益権でなく不動産を取得した場合は受益権としたうえで当該受益権を投資家に販売する予定です。また、当社が自己資金を回収した場合には再度 SPC(特別目的会社)に短期貸付を行い SPC(特別目的会社)が不動産又は不動産信託受益権を取得し、その後受益権を投資家に販売するという一連の動きを繰り返すことにより収益向上を目指します。

上記「3. 本ライツ・オフアリングの目的及び理由 (1)資金調達の目的」に記載のとおり、当社グループにおいて不動産事業はオペレーティング・リース事業で構築した顧客層を基盤としつつ、個人投資家等の新規顧客層を開拓し顧客層を多様化させることを目的として、近年注力している分野であります。上記①に充当後の残額については、不動産事業を行う目的で設立予定の SPC に対する貸付金に充当予定であります。

なお、本新株予約権の行使が当社の想定以上に行われなかったこと等により、調達金額が上記記載の差引手取概算額よりも減少した場合においては、金融機関からの借入等の負債性の資金調達により不足する金額を調達することによりオペレーティング・リース事業及び不動産事業の事業資金へ充当いたします。

また、本ライツ・オフアリングによる資金調達後の未充当資金は、当社の現金及び預金として保管いたします。

## 5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、この度調達した資金について、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2)調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することを予定しております。当社は、本ライツ・オフアリングを実行することにより当社グループの今後の成長へ向けた事業展開を促進し、ひいては株主価値の増大に寄与するものと考えており、当該資金の使途には合理性があると判断しています。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1)権利行使に係る価額及びその算定根拠等

#### ① 一般投資家の権利行使に係る価額及びその算定根拠等

一般投資家が本新株予約権を行使する際の本新株予約権1個当たりの行使代金につきましては、357円と設定しております(行使代金と出資価額の差額である15円が本新株予約権1個につき引受会社に対して支払われる手数料となります。)。当該行使代金の本新株予約権の発行決議日の前営業日である2023年12月27日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準としたディスカウント率は76.0%となりますが、本新株予約権は新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるものであり、割当てを受ける株主が本新株予約権の行使代金の設定により直接経済的利益を受け又は経済的損失を被るということはありません。したがって、行使代金は、基本的には調達金額と割当比率(当社の

各株主の保有する当社普通株式1株につき割り当てられる本新株予約権の個数と本新株予約権1個当たりの目的となる株式数の比率)を踏まえて決定されたものです。すなわち、割当比率については1:1:1(当社の各株主の保有する当社普通株式1株につき割り当てられる本新株予約権の個数は1個、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株)とした上で、本新株予約権の行使により発行される予定の株式の数及び本新株予約権の行使の可能性(本新株予約権が行使されやすいよう、時価を下回る行使代金を設定しております。)、引受会社に対して支払われる手数料、当社普通株式の流動性、当社の財政状態等を総合的に勘案しつつ、上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の今後の資金使途の為に必要な金額を調達できる金額として決定されたものです。

ライツ・オフリングのコミットメントに係る手数料について、コミットメントを行う特定の証券会社に対して発行会社が別途手数料を支払う方法が採用された場合、引受手数料が発行会社の費用として計上されるため、発行会社の経営指標である経常利益や1株当たり当期純利益等に影響を与えることとなります。一方、公募増資では、証券会社は一般投資家の購入価格である発行価格で募集を行い、発行会社には手数料相当額を差し引いた発行価額が払い込まれるのが一般的であり、この場合、発行会社は引受手数料を費用計上しません。このように、コミットメントを行う特定の証券会社に対して発行会社が別途手数料を支払う方法でライツ・オフリングが実施された場合、株式の発行による資本調達という経済的効果は公募増資と同じであるにもかかわらず、発行会社における手数料の会計処理が異なることから、投資家にとって財務指標等の比較が困難になる可能性があります。

今回、当社が採用する方式の場合には、投資家の支払う「行使代金」は「出資価額」に「引受手数料」を加えた金額となり、引受手数料が発行会社の費用として計上されないため、上記のような会計処理の違いを回避することができます。

## ② 引受会社の権利行使に係る価額及びその算定根拠等

当社は、引受会社との間で、株主の皆様が行使を行わなかった本新株予約権については、その全部を当社が取得条項に基づき取得した上で、そのうち 6,048,190 個(但し、取得本新株予約権数が 6,048,190 個未満の場合には、取得本新株予約権数とします。)について、原則として引受会社に譲渡し、引受会社が当社から譲渡を受けた本新株予約権を全て行使することを内容とするコミットメント契約を締結しており、かかる引受会社による本新株予約権の行使により当社の必要資金が一定の範囲で確保されるスキームとなっております。なお、コミットメント契約に基づき引受会社が本新株予約権1個を行使するにあたっては、原則として、引受会社も手数料を含めた 357 円を支払いますが、2024 年 3 月 13 日(但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とします。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 396 円を下回る場合には、2024 年 3 月 14 日以降、当該終値の 90% に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げます。)を行使代金として支払います。

かかる行使代金について、今回、当社が採用する手数料の方式の場合に、公募増資との会計処理の違いを回避することができるという点は、上記「① 一般投資家の権利行使に係る価額及びその算定根拠等」で述べたところと同様です。

なお、引受会社の権利行使に係る行使代金は、上記のとおり、2024 年 3 月 13 日(但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とします。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 396 円を下回る場合には、2024 年 3 月 14 日以降、当該終値の 90% に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げます。)に修正されます。また、かかる修正条項には、下限行使代金の設定はありません。そのため、仮に引受会社による本新株予約権の取得までに当社普通株式の市場価格が著しく下落した場合には、引受会社による本新株予約権の行使代金が低く修正される



こととなり、そのような低い行使代金で引受会社による権利行使が行われることにより、①既存株主様は希薄化の影響を受け、また、②実際の資金調達額が当初の予定よりも低くなる可能性があります。

しかしながら、①引受会社による権利行使が行われる本新株予約権の数は発行新株予約権総数の見込みの数である 30,240,953 個の 20%に相当する 6,048,190 個が上限であって、それを超えて上記のような修正条項による修正後の低い行使代金での権利行使が行われるものではなく、希薄化について一定の歯止めがかけられております。また、②そのような場合であっても、上記で述べた事業投資のための資金調達を行うことで、当社グループの今後の成長に向けた事業展開を促進し、ひいては株主価値の増大に寄与するものと考えております。さらに、行使代金の修正条項を付すこと、また、下限行使代金を設定しないことにより、本ライツ・オフリングに係る引受手数料を相対的に低い金額とすることができることから、当該条項は本ライツ・オフリングの発行条件全体を適正なものとするに資するものであると考えております。

以上より、本新株予約権に行使代金の修正条項を付していることは妥当であるものと考えております。

## (2)取得条項及びその対価等

### ① 取得条項及びその対価

上記「1. 本ライツ・オフリングの概要 (2)新株予約権の内容等」に記載のとおり、本新株予約権には取得事由が定められており、当社は、2024年3月13日に、交付財産と引換えに、同日において残存する本新株予約権の全部(一部は不可)を取得します。交付財産は、本新株予約権1個当たり1円としますが、2024年3月12日の VWAP 価格(同日に VWAP 価格が公表されなかった場合にはその日に先立つ直近日の VWAP 価格)から行使代金である 357 円を差し引いた金額が負の数値である場合は、0円とします。

交付財産を本新株予約権1個当たり1円(但し、2024年3月12日の VWAP 価格によっては、交付財産が0円となる可能性があります。)とした場合、権利行使期間内に本新株予約権の行使や売却を行わなかった既存の株主様は、1株当たりの経済的価値の希薄化により被る経済的な不利益の一部を補うことができない可能性があります。しかし、①ノンコミットメント型ライツ・オフリングであれば、一般に、権利行使期間内に新株予約権が行使されない場合には、当該期間の満了により当該新株予約権は消滅し、当該新株予約権の市場価格相当の対価その他の経済的利益を何ら得られない帰結となること、また、②本新株予約権の発行から一般投資家権利行使期間の末日である 2024年3月11日まで十分な期間が設けられており、既存の株主様には本新株予約権の行使又は売却により1株当たりの経済的価値の希薄化により被る経済的不利益の全部又は一部を軽減する機会が付与されていることに照らしますと、本ライツ・オフリングにおいて、当社による取得時の本新株予約権の市場価格相当の対価を支払う必要は必ずしもないものと考えております。当社といたしましては、本プレスリリース及び本日公表の「一部コミットメント型ライツ・オフリング(Q&A)」において、当社による本新株予約権の取得及び取得に係る交付財産についての情報提供が既存の株主様にされることで、本ライツ・オフリングにおけるお取引の選択肢についてご理解いただけるものと考えております(詳細は、下記「11. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項 (1)各株主様のお取引について」をご参照ください。)

それと同時に、交付財産の決定にあたりましては、以下のとおり、ライツ・オフリングの長所を阻害しないように配慮しております。

すなわち、ライツ・オフリングでは、新株予約権の割当てを受けた既存の株主様が新株予約権の行使を望まない場合には、当該新株予約権を市場取引等により売却することで、既存の株主様以外の投資家にも新株予約権を取得し行使する機会を与えることができます。しかしながら、交付財産の価値と新株予約権の市場価格との乖離が小さい場合には、新株予約権者が新株予約権の行使又は売却を行う動機を減

退させる可能性があります。過去のライツ・オフリングにおいて、新株予約権の理論価格に比べ、新株予約権の市場価格が一定程度割安に推移した事例があることを考えますと、理論価格からのディスカウント率が小さい金額を交付財産として設定した場合には、新株予約権を売却せず、あえて取得条項による交付財産の交付を選択する既存の株主様が増える可能性があります。また、一部コミットメント型ライツ・オフリングにおいては、一般投資家権利行使期間において行使されない新株予約権が増える可能性が高まることによって、一般投資家権利行使期間において行使されずに残存する新株予約権の数が、引受会社がコミットメント契約において当社から取得し行使することを約束した上限を超える可能性が高まり、発行会社が当初想定していた資金調達額を調達できる確実性を低めることにつながるものが懸念されます。かかるマイナスの影響を回避するためには、本件においても、当社による本新株予約権の取得の際に交付される財産の金額と本新株予約権の理論価値との間に相当程度の差異を設けることが必要と考えられます。

これらの事情を考慮し、本件においては、交付財産が1円又は0円となるような設計を採用しております。なお、下記「② 取得した本新株予約権の引受会社への譲渡」に記載のとおり、当社は、取得した本新株予約権のうち 6,048,190 個(但し、取得本新株予約権数が 6,048,190 個未満の場合には、取得本新株予約権数とします。)については、交付財産と同一の価格で引受会社に譲渡する予定であるため、交付財産の支払いは当社の企業価値を必ずしも損ねるものではないと判断しております。

## ② 取得した本新株予約権の引受会社への譲渡

本件は一部コミットメント型ライツ・オフリングであり、コミットメント契約として、一定期間内に行使されなかった本新株予約権について、その一部を上限として引受会社が引き受けた上でそれらを行行使することを定めた契約を締結しています。すなわち、一般投資家権利行使期間において本新株予約権者によって行使されなかった本新株予約権は、当社が、2024年3月13日に、取得条項に基づき取得し、そのうち 6,048,190 個(但し、取得本新株予約権数が 6,048,190 個未満の場合には、取得本新株予約権数とします。)について、コミットメント契約に基づき、原則として引受会社に譲渡し、引受会社は、引受会社権利行使期間に、当社から譲り受けた本新株予約権を全て行使する予定です。引受会社への本新株予約権1個当たりの譲渡価格(以下「譲渡価格」といいます。)は、当社による本新株予約権の取得に際しての本新株予約権1個当たりの交付財産と同一の価格となります。なお、引受会社の権利行使に係る行使代金については修正条項が付されているため、一般投資家の権利行使に係る行使代金を下回る場合も有り得ますが、譲渡価格については、その金額を高い金額に設定するとその分引受手数料が相対的に高くなることが想定されることも考慮した結果、交付財産と同様の1円又は0円とすることとしました。

## 7. 既存株主等の動向

当社株主である白岩直人(2023年12月27日現在の株主名簿において 6,875,000 株(当社の発行済株式総数の 22.33%)を保有)より、白岩直人が自らを受益者、三井住友信託銀行株式会社を受託者として信託(以下「本有価証券信託」といいます。)を設定し、受託者としての三井住友信託銀行株式会社が株式会社日本カストディ銀行に対して消費貸借契約に基づき貸し出している有価証券信託の対象株式である当社株式 3,000,000 株(株主名簿上は株式会社日本カストディ銀行が保有者とされており、上記の 6,875,000 株には含まれません。以下「本信託対象株式」といいます。)については、2024年1月10日に消費貸借契約の終了及び本有価証券信託の解約を行ったうえで、株式会社日本カストディ銀行は本信託対象株式を白岩直人に移管する予定であること、その後、本ライツ・オフリングによって白岩直人に対し割り当てられる本新株予約権 9,875,000 個(本信託対象株式について割り当てられる 3,000,000 個を含みます。)のうち、6,875,000 個については、株式会社こうどうホールディングス(白岩直人の資産管理

会社です。以下「こうどうホールディングス」といいます。)に譲渡する予定であること、及び当該譲渡後において白岩直人が保有する本新株予約権 3,000,000 個を、2024 年3月 11 日までに行使することについて引受会社との間で、2023 年 12 月 28 日付で覚書を締結したことについて報告を受けております。加えて、白岩直人より、上記の結果 2024 年3月 11 日の時点において同氏が保有することとなる当社株式 12,875,000 株のうち一部は、株式会社日本カストディ銀行に対して消費貸借契約に基づき貸し出す可能性があり、一部は、借入等の返済のために、ロックアップ期間(下記「11. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項 (6)ロックアップについて」をご参照ください。)経過後、市場売却その他の方法により売却する可能性があることについて、報告を受けております。

上記の株式会社日本カストディ銀行による三井住友信託銀行株式会社への本信託対象株式の返済の結果、白岩直人の議決権所有割合は合算対象分をあわせて 2023 年6月 30 日現在の株主名簿において 47.32%であったところ、2024 年1月 10 日時点で 57.26%となる見込みであることから、白岩直人が当社の支配株主となり、「支配株主の異動」が生じる見込みです。

また、上記の白岩直人からこうどうホールディングスへの本新株予約権の譲渡による、こうどうホールディングスの本新株予約権 6,875,000 個の取得は、議決権ベースで5%以上の取得となり、「公開買付けに準ずる行為として政令で定める買集め行為」に該当いたします。加えて、上記ロックアップ期間経過後の白岩直人による当社普通株式の売却の結果、白岩直人について、「支配株主の異動」が生じる可能性があります。

加えて、こうどうホールディングス(2023 年 12 月 27 日現在の株主名簿において 7,400,000 株(当社の発行済株式総数の 24.04%)を保有)より、本ライツ・オフアリングによって割り当てられる全ての本新株予約権(7,400,000 個)及び上記の白岩直人から取得する本新株予約権(6,875,000 個)の合計 14,275,000 個を、2024 年3月 11 日までに行使することについて、引受会社との間で、2023 年 12 月 28 日付で覚書を締結した旨の報告を受けております。白岩直人が本ライツ・オフアリングによって割り当てられる本新株予約権を行使することにより取得する当社株式とあわせて、白岩直人及びこうどうホールディングスの発行済株式(自己株式を除きます。)の総数に対する所有株式数の割合は 72.71%となる見込みであり、本日以降、開示すべき事項が生じた場合には、判明次第直ちに公表いたします。

なお、白岩直人及びこうどうホールディングスによる本新株予約権の行使に伴う払込みに関し、当社は両者から、本新株予約権の取得代金及び行使代金の調達を目的として、白岩直人保有株式に担保権を設定(こうどうホールディングスが本新株予約権を行使した後は、白岩直人保有株式への担保権は解除し、こうどうホールディングス保有株式に担保権を設定する予定である旨報告を受けております。)したうえで、こうどうホールディングスが金融機関から借入等を行い、白岩直人が連帯保証を行う予定であること及び当該借入等の返済のため、ロックアップ期間経過後、保有する当社株式を売却する可能性があるとの報告を受けております。

その他、石川禎二及び村田吉隆(2023 年 12 月 27 日現在の株主名簿において、それぞれ 440,000 株及び 441,000 株(当社の発行済株式総数の 1.43%及び 1.43%)を保有)より、本ライツ・オフアリングによって割り当てられる本新株予約権のうち、行使のための資金の手当てができた範囲内で最大限可能な数の新株予約権を 2024 年3月 11 日までに行使することについて、引受会社との間で、2023 年 12 月 28 日付で覚書を締結した旨の報告を受けております。

## 8. 行使状況の公表方法

本新株予約権の行使期間内における一般投資家の行使状況及びその時点における発行済株式総数の公表につきましては、①2024 年 1 月 23 日までの行使状況及び 2024 年 1 月 23 日現在の発行済株式総数を 2024 年1月 26 日に、②2024 年 2 月 6 日までの行使状況及び 2024 年 2 月 6 日現在の発行済株式総数を 2024 年 2 月 9 日に、③2024 年 2 月 19 日までの行使状況及び 2024 年 2 月 19 日現在

の発行済株式総数を 2024 年2月 22 日に、④2024 年 3 月 5 日までの行使状況及び 2024 年 3 月 5 日現在の発行済株式総数を 2024 年 3 月 8 日に、それぞれ公表する予定であります。なお、権利行使期間中における行使状況につきましては、上記以外にも必要に応じて公表することがあります。

これとは別に、当社が取得した本新株予約権を引受会社に譲渡したとき(譲渡日は 2024 年 3 月 14 日の予定)には、その内容を速やかに公表いたします。また、一般投資家の最終行使状況につきましては、一般投資家権利行使期間が終了した後、当該行使状況が判明次第、速やかに開示いたします。

## 9. 増資の合理性に係る評価手続きの内容

本ライツ・オフリングによる増資の合理性に係る評価手続きとして、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 304 条第1項第2号に基づき、取引参加者である引受会社による増資の合理性に係る審査を実施いたしました。引受会社は、当社が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、本ライツ・オフリングが資本市場における資金調達としてふさわしいか否か及び当社の情報開示が適切に行われているか否か等の観点から、東京証券取引所の定める取引参加者における上場適格性調査体制等に関する規則第 11 条に掲げる事項を含む所定の事項についての厳正な審査を行い、その結果、本ライツ・オフリングによる増資は合理的であると判断しています。

## 10. 今後の見通し

今回の調達資金を上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の資金用途に充当することにより、当社グループの今後の成長へ向けた事業展開を促進し、ひいては株主価値の増大に寄与するものと考えておりますが、具体的な影響については未定です。

## 11. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

### (1) 各株主様のお取引について

本新株予約権が割り当てられた各株主様におかれましては、本新株予約権の行使による当社普通株式の取得若しくは東京証券取引所等を通じた本新株予約権の売却、又は取得条項に基づく当社による本新株予約権の取得に係る交付財産の受領のいずれかの方法をとることが可能となっております。具体的な手続につきましては、本日公表の「一部コミットメント型ライツ・オフリング(Q&A)」をご参照ください。なお、上記「1. 本ライツ・オフリングの概要 (2) 新株予約権の内容等」記載のとおり、当社が取得条項に基づき 2024 年 3 月 13 日において残存する本新株予約権の全部を取得する際の交付財産は、本新株予約権1個当たり1円(但し、2024 年 3 月 12 日の VWAP 価格(同日に VWAP 価格が公表されなかった場合にはその日に先立つ直近日の VWAP 価格)から行使代金である 357 円を差し引いた金額が負の数値である場合は、交付財産は0円となります。)であり、交付財産の価格が本新株予約権の市場価格を大幅に下回ることが想定されますので、この点、株主様におかれましては、十分にご留意いただく必要があります。

### (2) 単元未満株式の交付について

本ライツ・オフリングにおいては、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数が1株であり、当社の単元株式数は 100 株であることから、100 個未満の本新株予約権の行使に際しては、1単元に満たない数の株式が交付されることとなります。当社の定款上、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないとされており、また、東京証券取引所において売却を行うことができません。

- ① 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利

- ② 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ③ 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

なお、単元未満株式を有する株主は、請求日の終値を対価として当社に対して保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。また、割り当てられた 100 個未満の本新株予約権について、権利行使により単元未満株式の交付を受けることを望まない株主様は、市場取引等により本新株予約権を売却することも可能です。なお、東京証券取引所における本新株予約権の売買単位は 100 個であり、100 個未満の本新株予約権を東京証券取引所において売却することはできません(市場外での売却については売却単位による制約はありません。)

#### (3)本新株予約権の買付け希望の株主様及び投資家様について

新たに本新株予約権の買付けを希望される株主様及び投資家様につきましては、まずは各自でお取引のある証券会社様までお問合わせください。お取引のある証券会社様で本新株予約権の買付けに係る取次業務を受け付けていない場合は、他の証券会社様に新たに口座を開設していただく必要があります。詳細につきましては、「一部コミットメント型ライツ・オフアリング(Q&A)」をご参照ください。

#### (4)当社が引受会社との間で締結したコミットメント契約の概要

当社は、引受会社との間で、2023 年 12 月 28 日付でコミットメント契約を締結しています。コミットメント契約上、一般投資家が行使を行わなかった本新株予約権の全部について、当社が取得条項に基づき取得したうえで、原則として、そのうち 6,048,190 個(但し、取得本新株予約権数が 6,048,190 個未満の場合には、取得本新株予約権数とします。)を引受会社が譲受け、引受会社は、引受会社権利行使期間に、当該本新株予約権を全て行使することが合意されています。但し、コミットメント契約に定める義務に関して当社による重大な違反がある場合又は当社の財政状態に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合等においては、引受会社による本新株予約権の譲受け及び行使が行われず、又はコミットメント契約が解除される場合があります。

#### (5)外国居住株主の権利行使制限

米国に居住する株主(本プレスリリースにおいては、1933 年米国証券法(U.S. Securities Act of 1933)ルール 800 に定義する「U.S. holder」を意味します。以下「米国居住株主」といいます。)につきましては、本新株予約権の売買は可能な一方で、本新株予約権の行使を制限させていただくこととなります。これは、米国居住株主による本新株予約権の行使を認めた場合に履行する必要があり得る米国当局に対する登録等の手続に起因する、当社の過剰な負担を回避する目的で行われるものですが、米国居住株主に対する当該制限については、株主平等の原則に抵触する可能性があることから、慎重に検討をいたしました。

かかる検討の結果、当社といたしましては、(i)米国居住株主による本新株予約権の行使を認めた場合に履行する必要があり得る米国当局に対する登録等の手続に係るコストが極めて大きな負担となる一方で、(ii)本件においては、仮に米国居住株主による本新株予約権の行使を制限したとしても本新株予約権の上場によって流動性が確保されるため、当該株主様も市場取引を通じて一定の経済的利益の獲得を図れることに鑑み、当該制限は株主平等の原則に違反するものではないと判断いたしました。

#### (6)ロックアップについて

引受会社による本新株予約権の引受けに関連して、当社株主である白岩直人及びこうどうホールディングスは、引受会社に対し、それぞれ、2023 年 12 月 28 日(当日を含みます。)から 2024 年9月 10

日(当日を含みます。)までの期間(以下「ロックアップ期間」といいます。)中、引受会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(但し、会社法第 192 条第 1 項に基づく単元未満株式の買取請求による当社普通株式の売却又は譲渡等を除きます。)を行わない旨を合意しております。

また、引受会社による本新株予約権の引受けに関連して、当社は引受会社に対し、ロックアップ期間中、引受会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等(但し、当社のストックオプション制度に基づき当社が当社の新株予約権又は普通株式を発行又は交付する場合、株式分割に伴い当社が当社の普通株式を交付する場合、本ライツ・オファリングにより本新株予約権が発行される場合、本新株予約権の行使により当社の普通株式を発行又は交付する場合及び組織再編又は資本業務提携に伴う、当社がコミットメント契約締結日現在保有している自己株式の処分(但し、当該自己株式の処分数が、コミットメント契約締結日現在の当社の発行済株式総数に本ライツ・オファリングにより発行される本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合に当社により発行される当社普通株式の数を加えた合計の1%未満である場合に限り)を除きます。)を行わない旨を合意しております。

#### (7) 株式貸借に関する契約

引受会社は、当社株主である白岩直人との間で、2024年1月17日から2024年3月22日までの期間において当社普通株式最大 1,000,000 株を借り受ける株式貸借契約を締結する予定とのことです。なお、本新株予約権の無償割当てに際して、株式貸借契約の対象株式に係る本新株予約権は、貸主である白岩直人に対して割り当てられます。引受会社によれば、2024年3月13日の本新株予約権の取得に係る行使代金の決定以前は、コミットメント契約により引受会社が取得するポジションのリスクハッジを目的とした当社普通株式の取引を行う予定はないとのことです。

#### (8) 現時点における発行済株式数、潜在株式数及び自己株式数(2023年12月27日現在)並びに割当てによる潜在株式数

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	30,781,400 株	100.0%
潜在株式数	0株	0.0%
自己株式数	540,447 株	1.8%
本新株予約権に係る潜在株式数	30,240,953 株	98.2%

## 12. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況等

### (1) 最近3年間の業績(連結)

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
売上高(百万円)	17,707	14,105	18,045
営業利益(百万円)	7,009	3,773	1,298
経常利益(百万円)	6,064	4,704	5,897
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,831	2,921	4,412
1株当たり当期純利益金額(円)	128.13	97.03	146.14
1株当たり配当額(円)	32.00	32.00	32.00
1株当たり純資産額(円)	1,294.62	1,376.22	1,516.19

(注)「売上高」、「営業利益」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」については、百万円未満は切捨てております。

## (2)最近の株価の状況

### ① 過去3年間の状況(期末)

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
始 値	1,483 円	1,330 円	1,310 円
高 値	2,243 円	1,730 円	1,499 円
安 値	466 円	1,084 円	1,000 円
終 値	1,332 円	1,301 円	1,166 円

### ② 最近3か月の状況

	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月
始 値	1,693 円	1,525 円	1,579 円
高 値	1,796 円	1,749 円	1,640 円
安 値	1,512 円	1,441 円	1,450 円
終 値	1,605 円	1,579 円	1,487 円

(注)2023年12月の状況につきましては、2023年12月27日までの状況を表示しております。

### ③ 発行決議日前営業日における株価

	2023年12月27日
始 値	1,450 円
高 値	1,498 円
安 値	1,450 円
終 値	1,487 円

## (3)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

## 13. 発行要項

後記「発行要項」をご参照ください。

## II. 親会社以外の支配株主の異動について

### 1. 異動に至った経緯

上記「I. 本ライツ・オフアリングについて 7. 既存株主等の動向」に記載のとおり、消費貸借契約の終了による株式会社日本カस्टディ銀行から白岩直人への本信託対象株式の返還の結果、親会社以外の支配株主の異動が見込まれるものです。

### 2. 異動する株主の概要

(1) 氏名	白岩直人
(2) 住所	東京都世田谷区
(3) 上場会社と当該株主の関係	当社代表取締役社長

### 3. 異動前後における白岩直人の所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数(議決権所有割合)		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前 (2023年6月30日現在)	主要株主である筆頭株主	68,750個 (22.79%)	74,000個 (24.53%)	142,750個 (47.32%)
異動後	親会社以外の支配株主 主要株主である筆頭株主	98,750個 (32.73%)	74,000個 (24.53%)	172,750個 (57.26%)

※1:議決権所有割合は、2023年6月30日現在の発行済株式総数から、議決権を有しない株式を控除した総株主の議決権の数に基づき算出しております。

2023年6月30日現在の発行済株式総数 30,731,200株

2023年6月30日現在の総株主の議決権の数 301,674個

※2:議決権所有割合については、小数点以下第3位を四捨五入しております。

### 4. 異動予定年月日

2024年1月10日

### 5. 今後の見通し

本異動による当社の経営体制及び業績に与える影響はありません。



### Ⅲ. 株式会社こうどうホールディングスによる当社新株予約権の取得(予定)に関するお知らせ

上記「Ⅰ. 本ライツ・オフリングについて 7. 既存株主等の動向」に記載のとおり、白岩直人に割り当てられる本新株予約権 9,875,000 個(本信託対象株式について割当てられる 3,000,000 個を含みます。)のうち、6,875,000 個について、こうどうホールディングスに譲渡する予定であることについて報告を受けております。かかるこうどうホールディングスによる本新株予約権の取得は、金融商品取引法第 167 条第 1 項及び金融商品取引法施行令第 31 条に規定する「公開買付けに準ずる行為として政令で定める買集め行為」に該当いたしますので、下記のとおりお知らせします。

本資料は、株式会社こうどうホールディングス(新株予約権の取得者)が、当社(買集め行為の対象会社)に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

## 記

### 取得に関する事項

- |    |                 |                                |
|----|-----------------|--------------------------------|
| 1. | 銘柄名             | 株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー第4回新株予約権 |
| 2. | 買付日(予定)         | 未定                             |
| 3. | 取得新株予約権数        | 6,875,000 個                    |
| 4. | 総株主の議決権の数に対する割合 | 22.79%                         |

※1:総株主の議決権の数に対する割合は、取得する新株予約権の目的となる株式に係る議決権の数を、2023年6月30日現在の発行済株式総数から、議決権を有しない株式を控除した総株主の議決権の数で除して算出しております。

### 本件に関する問合せ先

広報・IR室

TEL:03-6550-9307

以上

### ご注意:

この文書(参考書面を含みます。)は、当社の第4回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本新株予約権の行使、売買その他の投資判断につきましては、本プレスリリース及び2023年12月28日付提出の有価証券届出書(URL: <https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読された上で、株主又は投資家の皆様個人の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。本プレスリリースには、当社又は当社グループの財政状態又は業績等についての見通し、予測、予想、計画又は目標等の将来に関する記載が含まれております。これらの記載内容は、本プレスリリースの作成時点における当社の判断又は認識に基づいておりますが、将来における実際の業績等は、様々な要因により、本プレスリリースに記載された見通し等と異なる可能性がございますので予めご了承ください。

なお、本プレスリリースは、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘を構成するものではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含みます。)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

## 株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー第4回新株予約権発行要項

### 1. 新株予約権の名称

株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

### 2. 本新株予約権の割当ての方法

会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、2024年1月16日（以下「株主確定日」という。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。

### 3. 本新株予約権の総数

株主確定日における当社普通株式の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数とする。

### 4. 本新株予約権無償割当ての効力発生日

2024年1月17日

### 5. 本新株予約権の内容

#### (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。

#### (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下「出資価額」という。）は、本新株予約権1個当たり342円とする。但し、2024年3月13日（但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とする。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値が396円を下回る場合に、下記第9項第(1)号に定める行使代金の修正がされた場合には、行使代金に0.958を乗じた金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。

#### (3) 本新株予約権の行使期間

2024年1月17日から2024年3月11日まで及び2024年3月14日から2024年3月15日までとする。

#### (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①に定める資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (5) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。

#### (6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

#### (7) 本新株予約権の取得事由

当社は、2024年3月13日に、交付財産（以下に定義する。）と引換えに、同日において残存する本新株予約権の全部（一部は不可）を取得するものとする。

「交付財産」は、本新株予約権 1 個当たり 1 円とするが、2024年 3 月12日の東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP価格」という。）（同日にVWAP価格が公表されなかった場合にはその日に先立つ直近日のVWAP価格）から下記第 9 項第(1)号に定める行使代金である357円を差し引いた金額が負の数値である場合は、0 円とする。

#### 6. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

#### 7. 本新株予約権の行使請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

#### 8. 本新株予約権の行使に際しての金銭の払込取扱場所

株式会社りそな銀行 東京営業部

#### 9. 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び行使代金の支払いを行う。行使代金は、本新株予約権 1 個当たり357円（但し、2024年 3 月13日（但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とする。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が396円を下回る場合には、2024年 3 月14日以降、当該終値の90%に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切上げる。）に修正される。）とし、そのうち出資価額（本新株予約権 1 個当たり342円。但し、行使代金の修正がされた場合には、行使代金に0.958を乗じた金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切捨てる。）に修正される。）が本新株予約権の行使に際しての払込みに充当されるものとする。

(2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の出資価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

#### 10. 米国居住株主による本新株予約権の行使について

米国居住株主は、本新株予約権を行使することができない。なお、「米国居住株主」とは、1933年米国証券法（U. S. Securities Act of 1933）ルール800に定義する「U. S. holder」を意味する。

#### 11. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

## 12. その他

- (1) 本新株予約権の行使に際しては、当社普通株式を新規に発行するものとし、自己株式は使用しないものとする。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による本新株予約権無償割当てに係る届出の効力発生を条件とする。
- (3) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し、必要な事項の決定は代表取締役に一任する。

以 上